

市県民税の申告は オンラインか郵送で!



▲詳細は
コチラから

申告期限は
3月17日(月)

市県民税の申告

市県民税の申告は、オンラインか郵送でお願いします。
窓口の申告も可能です。会場と受付日程は左表のとおりです。

申告が不要な人は次のとおり

- 令和6年分の「所得税」の確定申告をする人
- 令和6年中の所得が給与所得だけで、勤務先から北九州市に給与支払報告書が提出されている人（不明の場合は勤務先へ問を）
- 令和6年中の所得が公的年金等だけで源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない人

市県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、市内に住所があり、令和6年中に所得があった人

【申告対象者の主な例】

- 事業所得や不動産所得がある人
- 給与所得者で、令和6年中に給与以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人
- 令和6年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、同年中に公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、それが20万円以下で「所得税」の確定申告が不要な人
- 雑損控除、医療費控除および寄附金税額控除などを受けようとする人

申告に必要なもの

- 申告書
- マイナンバーカードまたはマイナンバーを確認できる書類と運転免許証やパスポートなどの本人確認書類（写しでも可）
- 所得を証明できる書類や帳簿等（源泉徴収票や給与支払証明書など）
- 生命保険料などの控除証明書、医療費控除の明細書、国民健康保険・介護保険などの支払証明書など
- 障害者控除対象者認定書、療育手帳など（写しでも可）

郵送での申告

申告書に必要な事項を記入し、必要な各種収入や控除の証明書など（上記参照）を同封して、住所地の区役所にある市税事務所市県民税課か税務課へ郵送してください。控除の証明書の同封がない場合は、控除の適用ができません。

なお、前年度の申告をされた人には、2月15日ごろまでに市県民税の申告書を送付します。申告が必要な人で、申告書が届かない場合は、市税事務所市県民税課か税務課へ問を。

申告は郵送か
オンラインで!



市県民税の申告受付日程

申告区	申告会場	期間(土・日曜日、祝・休日は除く)	時間など
門司区	門司体育館	2月18日(火)	10～16時
	松ヶ江南市民センター	2月19日(水)	10～14時
	門司区役所	2月20日(木)～3月17日(月)	9～17時 (木曜日は18時45分まで)
小倉北区	小倉北区役所	2月17日(月)～3月17日(月)	
小倉南区	曾根出張所	2月13日(木)・14日(金)	2月13日:9～16時 2月14日:9～15時
	両谷市民センター (※1)	2月18日(火)・19日(水)	2月18日:9～16時 2月19日:9～15時
	小倉南区役所	2月25日(火)～3月17日(月)	9～17時 (木曜日は18時45分まで)
若松区	島郷出張所	2月17日(月)～19日(水)	2月17日:13～16時 2月18・19日:9～16時
	若松区役所	2月21日(金)～3月14日(金) (※2)	9～16時
八幡東区	八幡東区役所	2月17日(月)～3月14日(金) (※2)	
八幡西区	折尾まちづくり記念館 (※1)	2月18日(火)・19日(水)	9時30分～16時 (駐車場はありません)
	大原市民センター	2月21日(金)	9～16時
	池田市民センター	2月26日(水)・27日(木)	
	八幡西区役所 (コムシティ6階会場)	3月3日(月)～14日(金) (※2)	
戸畑区	戸畑区役所	2月17日(月)～3月14日(金) (※2)	

※1: 申告会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。

※2: 3月17日(月)は若松・八幡東・八幡西・戸畑区役所の税務課・市民税課窓口で市県民税の申告を受け付けます。

市県民税についての
問い合わせ(直通)
各区役所内の
市税事務所税務課
(※は市民税課)へ

- 門司区 ☎331・0511
- 小倉北区(※) ☎582・3360
- 小倉南区 ☎951・1023
- 若松区 ☎761・4182
- 八幡東区 ☎681・5851
- 八幡西区(※) ☎642・1458
- 戸畑区 ☎881・2687

オンラインで市県民税申告書の提出ができます

スマートフォンを使って、申告書の作成やオンラインでの提出ができます。利用には、マイナンバーカードとスマートフォンが必要です。詳細は市のホームページをご覧ください。



▲詳細は
コチラから

自宅で市県民税申告書の作成ができます(申告書作成ツール)

市のホームページから所得の状況を入力し、市県民税申告書の作成や市県民税額の試算ができます。市のホームページ「[個人市民税の試算と申告書の作成](#)」をご覧ください。



▲詳細は
コチラから

申告会場について

- 混雑緩和のため、オンライン・郵送での申告書の提出にご協力ください。その際、上記の申告書作成ツールなどを利用すると便利です。
- 整理券の配布による入場制限を予定しています。一日の最大受け付け予定数を超えた場合、翌日以降の来場をお願いする可能性があります。
- 来場する場合は、最少人数でお願いします。
- 体調不良・発熱などの症状がある人は、来場をご遠慮ください。
- 申告会場の状況に応じて早めに受け付けを終了する場合があります。

問 財政・変革局課税第一課 ☎582・2033